平成２８年１１月７日

各　位

越谷市長　高　橋　　努

質問回答書

越谷市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル実施要領の一次審査に関する質問書に対する回答は以下のとおりです。

記

NO	質　問　事　項	回　答
1	プロポーザル実施要領　P2．４　参加資格（３）平成 13 年 4 月以前に基本設計を受注し、平成 13 年 4 月以降に同施設の実施設計を受注している場合、設計実績を有すると考えてよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要領２ページ、４．参加資格（４）の設計実績とは、平成１３年４月以降に基本設計業務又は実施設計業務のどちらか一方でも有していれば、本業務に参加可能とする。
2	様式３に記載する「構造業務実績」は、実施要領 10(4)③(vi)に該当する実績であれば、「同種・類似業務実績」と重複した実績を記載してもよろしいですか。	「同種・類似業務実績」と「構造業務実績」については、各々に該当する実績を記入すること。よって、重複した記載を可とする。
3	業務の完了が確認できる資料の写しとは、確認済証、履行証明書、完了検査結果通知書、入金が確認できる通帳コピーのいずれか一つでよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要領７ページ、１０．参加表明書等の提出（４）の③業務実績の（ⅲ）業務の完了が確認できる書類とは、設計者及び業務名の記載のある書類で業務の完了が確認できるもののうち、いずれか一つを提出するものとする。
4	「様式 3 業務実績」において同種・類似と構造の実績は重複してもよろしいでしょうか。	ＮＯ．２の回答と同様
5	参加表明書の評価点は、二次審査の評価点には反映されないということでよろしいでしょうか。	一次審査の評価点は、二次審査には持ち越さないものとする。